

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大阪府泉南市

泉南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 泉南市市民生活環境部産業観光課
所在地 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号
電話番号 072-483-9974
FAX番号 072-485-1972
メールアドレス nourin@city.sennan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・カラス・シカ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	大阪府泉南市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度～令和3年度）

年度	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目	被害数値
平成31年度（令和元年度）	イノシシ	水稻・野菜・果樹・筍	被害面積 0.5ha 被害金額 856千円
	アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0.1ha 被害金額 330千円
	カラス	野菜・果樹	被害面積 0.16ha 被害金額 510千円
	シカ		被害実績無し
令和2年度	イノシシ	水稻・野菜・果樹・筍	被害面積 1.03ha 被害金額 1,434千円
	アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0.23ha 被害金額 768千円
	カラス	野菜・果樹	被害面積 0.32ha 被害金額 1,395千円
	シカ		被害実績無し
令和3年度	イノシシ	水稻・野菜・果樹・筍	被害面積 0.25ha 被害金額 1,124千円
	アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0.12ha 被害金額 499千円
	カラス	野菜・果樹	被害面積 0.18ha 被害金額 1,478千円
	シカ		被害実績無し

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシの被害状況は令和元年から令和2年にかけて増加したが令和3年度に入り減少した。これは豚熱等の影響により個体の減少があったためだと思われる。しかし依然、年間を通じて被害の状況が民家に近い農地・水路・農道等にまで拡大している。

アライグマについては、農地は元より人家に出没するなど年間を通じて市全域で目撃・被害が確認されている。農作物の被害だけではなく糞害などの生活被害も報告されている。

カラスについては、農作物の被害は年間を通じて市全域で発生している。農作物の被害だけではなく糞害などの生活被害も報告されている。

シカについては被害はないものの、大阪南部で目撃が増加しているとの報告がよせられている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（3年度）	目標値（6年度）
農林水産業被害 数値	被害面積 0.57ha	被害面積 0.57ha
	被害金額 3,181 千円	被害金額 3,181 千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・（公社）大阪府猟友会泉南支部と有害鳥獣捕獲等業務委託契約を締結し、わな及び銃器使用によるイノシシの捕獲。 ・アライグマ捕獲檻の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化に伴い捕獲の担い手が減少傾向となる可能性が高く新たな担い手の確保が必要である。 ・農業者の高齢化に伴い、農地等が荒廃しイノシシ等の棲家となっているため、当該地の適正な管理が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ）の効率的な集団設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる防護柵の効率的な集団設置
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発等

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 鳥獣被害防止対策協議会を中心として、被害地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。
- ・ 餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。
- ・ 高齢化による猟友会会員の減少が見込まれているため、農家等の被害に対する自衛意識の向上を図る。
- ・ 隣接自治体や大阪府・猟友会と連携した捕獲体制の確立を目指す

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ (公社)大阪府猟友会泉南支部と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲(銃器・わな)を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	イノシシ (シカ)	・ 猟友会との連携を強化する。 ・ 国庫事業を活用し捕獲檻を整備する。
令和4年度～ 令和6年度	アライグマ	・ アライグマ捕獲檻を貸出して捕獲。 ・ 国庫事業を活用する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・イノシシ	大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画に基づき、全頭有害捕獲を実施する。捕獲実績の最大数を踏まえ、被害軽減目標に向け必要な有害鳥獣捕獲を行う。 【捕獲実績】 R1 年度 107 頭、 R2 年度 140 頭、 R3 年度 18 頭
・アライグマ	大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、年間を通して捕獲檻を貸出し、捕獲実績の最大頭数を踏まえ、被害軽減目標に向け捕獲を行う。 【捕獲実績】 R1 年度 109 頭、 R2 年度 128 頭、 R3 年度 100 頭
・カラス	捕獲実施については検討中である。 【捕獲実績】 R1 年度 0 頭、 R2 年度 0 頭、 R3 年度 0 頭
・シカ	捕獲実施については検討中である。 【捕獲実績】 R1 年度 0 頭、 R2 年度 0 頭、 R3 年度 0 頭

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	180 頭	180 頭	180 頭
アライグマ	120 頭	120 頭	120 頭
カラス	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
シカ	被害状況により捕獲を検討	被害状況により捕獲を検討	被害状況により捕獲を検討

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画に基づき、年間を通して有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施する。 ・アライグマ 泉南市が所有する捕獲檻の貸出しをすることにより、年間を通して捕獲を継続実施する。 ・カラス 捕獲実施については検討中である。 ・シカ 被害が発生した際には、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画に基づき有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
泉南市 (平成19年4月権限委譲済み)	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)ニホンザル、イタチ(メス)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	金属柵	金属柵	金属柵
	延長 0km	延長 1km	延長 1km
	電気柵	電気柵	電気柵
	延長 0km	延長 0km	延長 0km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	各地区における定期的な見回り点検	各地区における定期的な見回り点検	各地区における定期的な見回り点検

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年	イノシシ アライグマ カラス シカ	餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。
令和5年	イノシシ アライグマ カラス シカ	餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。
令和6年	イノシシ アライグマ カラス シカ	餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
泉南市	周辺住民への周知活動、大阪府と猟友会への連絡。
大阪府泉州農と緑の総合事務所	捕獲等に係る法的助言・指導
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ	捕獲等に係る法的助言・指導・捕獲技術支援
泉南警察	周辺住民の安全確保
大阪府猟友会泉南支部	有害鳥獣捕獲駆除

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙連絡体制図参照

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 食肉として自己消費。捕獲現場等での埋設処理及び市施設での焼却処分 ・アライグマ 捕獲個体は大阪府猟友会泉南支部会員管理地内において安楽死処理を行った後、市施設において処分 ・カラス 捕獲現場等での埋設処理及び市施設での焼却処分予定 ・シカ 食肉として自己消費。捕獲現場等での埋設処理及び市施設での焼却処分

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	泉南市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
泉南市農業委員会	農作物等被害状況に関する事
泉南市実行組合長会	農作物等被害状況に関する事
大阪府南部農業共済会	農作物等被害状況の集計に関する事
大阪府猟友会泉南支部	有害鳥獣の情報収集・捕獲・技術講習
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害防止対策に関する助言・指導
泉南市	有害鳥獣に関わる助言・協議会事務局
鳥獣被害防止対策重点区代表	農作物等被害状況に関する事

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府森林組合	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
信達郷共有林野組合	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
泉南市土地改良区	被害対策の普及啓発
新家大池土地改良区	被害対策の普及啓発

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特になし

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会、各種団体等においても積極的な参加を促し、集落・地域での取り組みを進めていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物等の被害軽減のためには、防護・捕獲・地域環境の整備が重要である。防護については、国庫や府事業を活用し、効果的な侵入防止柵等の設置を進めていく。また侵入防止柵等の適正な維持管理について助言・指導する。

捕獲については猟友会に委託し、適正な捕獲に努める。

地域環境の整備については、地域住民一人一人の被害対策への意識を高め、耕作放棄地の解消、餌場や棲家の除去などに地域全体で取り組めるよう推進していく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(その他被害防止に対する取組)

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ アライグマ カラス シカ	・ 猟友会、地域との連携を強化する。 ・ 広報紙に掲載する等普及啓発を図る。
令和5年度	イノシシ アライグマ カラス シカ	・ 猟友会、地域との連携を強化する。 ・ 広報紙に掲載する等普及啓発を図る。
令和6年度	イノシシ アライグマ カラス	・ 猟友会、地域との連携を強化する。 ・ 広報紙に掲載する等普及啓発を図る。

	シカ	
--	----	--